

一般社団法人 日本 3D プリンティング矯正歯科学会 認定制度規則

第1章 総則

- 第1条 この制度は、一般社団法人 日本 3D プリンティング矯正歯科学会（以下「本学会」という）定款第 3 条に基づき、3D プリンティング技術を応用した矯正歯科医療の水準の維持と向上を図ること、ならびに歯科医療分野に留まらず 3D プリンティング技術を応用した各種産業分野との技術交流・学術的交流の向上により、広く国民に適切な矯正歯科医療を提供することを目的とする。
- 第2条 前条の目的を達成するために、3D プリンティング技術を応用した矯正歯科医療に関し、適切な学識、技術、経験を有する者を、本学会認定歯科医師・認定歯科技工士とする。
- 第3条 認定歯科医師・認定歯科技工士は、本学会の学術大会・研修事業等に参加し研修に努めなければならない。

第2章 認定歯科医師・認定歯科技工士

- 第4条 認定歯科医師・認定歯科技工士の資格を得ようとする者は、本学会に申請し、本学会認定委員会の審査に合格しなければならない。
- 第5条 認定歯科医師・認定歯科技工士の申請は、次の各号を満たす者に限られる。
- (1) 日本国歯科医師免許・歯科技工士免許を有する者。
 - (2) 本学会に2年以上継続して正会員である者。
 - (3) 学術大会にて展示・口演発表（特別講演・依頼講演を含み、かつ筆頭発表に限る）した者。
 - (4) 一般社団法人コンピュータ教育振興協会（ACSP）主催の 3D プリンター活用技術検定試験に合格した者。
 - (5) 本学会が開催する認定セミナー（年に1回以上開催）を受講した者。
- 第6条 本学会は、審査に合格し、登録した者に認定歯科医師・認定歯科技工士資格証を交付する。
- 第7条 認定歯科医師・認定歯科技工士は、5年ごとに認定の更新を本学会より指定された更新申請期限日までに行わなければならない。本学会の正会員として、更新前5年間に渡り会費を完納している必要がある。更新が認められた者には認定歯科医師・認定歯科技工士資格（更新資格）証を交付する。
- 第8条 認定歯科医師・認定歯科技工士は、資格取得あるいは更新後5年以内に、本学会

学術大会において、矯正歯科医療における 3D プリンティング技術及びその関連技術に係る発表を行い、本学会が開催する認定セミナーを受講し、本学会学会誌への筆頭著者として投稿掲載する必要がある。

第3章 資格喪失

第9条 認定歯科医師・認定歯科技工士は、次の各号の1つに該当するとき、その資格を失う。

- (1) 本人が辞退を申し出て、それが受理されたとき。
- (2) 歯科医師免許・歯科技工士免許を取り消されたとき。
- (3) 本学会会員の資格を失ったとき。
- (4) 認定資格の更新を行わなかったとき。
- (5) 申請時、更新時の提出書類等に虚偽があったとき。
- (6) 理事会が認定歯科医師・認定歯科技工士として不適格と認めたとき。

第4章 認定委員会

第10条 認定歯科医師・認定歯科技工士の審査をするために認定委員会をおき、適否を審査するため必要な諸事項について審議する。

第11条 委員会に委員長をおき、3名以上の委員で構成される。

1. 委員会の委員長及び委員は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。
2. 委員長は委員会を招集し、会務を総理する。
3. 必要に応じて、副委員長を置くことができる。
4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときの職務を代行する。
5. 理事会にて、委員を解任することができる。

第12条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

任期途中で補充された委員の任期は委員長の残任期間とする。

第13条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、審査については出席委員の過半数をもって決する。

第14条 認定歯科医師・認定歯科技工士の申請受付および審査は原則として年1回、書類審査、その他の方法でこれを行う。

第5章 補足

第15条 本規則は、理事会の決定により改定することができる。

第16条 本規則が定めていない事項が生じた場合は、理事会にて審議して定める。

第 17 条 委員会の決定に関し異議のある者は、理事長に申し立てを行うことができる。

第 18 条 本規則の必要な事項は、別に定める。

第 19 条 本規則を変更し、又は廃止しようとするときは、理事会の議決を経て、総会の承認を要する。

附則

1. 本規則は、2023 年 5 月 7 月 1 日に制定し、同日より施行する。
2. 本規則は、2024 年 3 月 1 日に一部改定する。